

J S C株式会社 「行動規範」と「公正取引行動指針」

J S C株式会社は、平成 28 年 3 月に、企業活動を遂行する上で、当社全社員が法令遵守（コンプライアンス）はもとより、社会規範と倫理観に従って誠実に行動するように、「行動規範」を策定しました。

公正且つ適切な経営を実現し、社会と調和を図りながら、企業が発展することが、必要です。ここに当社全社員と取引先の関係に以下の「行動規範」と「公正取引行動指針」を明記し、遵守すること宣言致します。

「行 動 規 範」

第 5 条 業法を遵守して、不公正な競争や取引、社会通念に反する取引をおこなわないこととし、すべての取引先、顧客に誠意をもって接します。

第 7 条 過度な接待を慎み、利害関係者と健全な関係を維持していくことに努めます。

「公 正 取 引 行 動 指 針」

1. 業界慣行・商慣習・社内慣行より法令遵守優先を企業経営の基本とする。
2. 取引先とは、一切の接待、会食を禁止し、自由・公正・透明な取引を構築する。
3. 従業員に対し「行動規範」を周知徹底し、悪しき業界慣習を払拭する。

平成 2 8 年 7 月 1 日

J S C株式会社
代表取締役社長 井口 哲朗